

# 月報私学

日本私立学校振興・共済事業団広報

2014

4

Vol.196



ルーテル学院大学は、マルティン・ルターに由来するルーテル教会を母体とし、1909年に設立。学生の成長を第一に考えた1学年90人の少人数教育で、人を助け、社会で活躍できる人材を育成しています。105年目を迎える今年、新たに「人間福祉心理学科」が誕生しました。

写真提供：学校法人 ルーテル学院（東京都三鷹市）

## CONTENTS

- 平成26年度 私立大学等経常費補助金の予算…………… 2
- 平成25年度 私立大学等経常費補助金 最終交付状況と配分方法の主な変更点…………… 3
- 電子証明書等の取り扱い…………… 5
- 平成26年度 学校法人基礎調査のご案内…………… 6
- 平成26年度 融資事業のご案内…………… 8
- 「私学ねんきんメール」を送付しています／掛金の納付には便利な口座振替をご利用  
ください／平成26年度児童手当拠出金率／一部負担金の免除期間の延長…………… 9
- 資格関係の報告内容の訂正／加入者にかかる学種の適用…………… 10
- 平成26年度 私学事業団海外研修旅行（加入者コース）の募集／保健事業の見直し／  
学生就職活動サポートセンター…………… 11
- 私学共済事業のあらまし…………… 12
- INFORMATION…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

# 平成26年度 私立大学等経常費補助金の予算

平成26年度私立大学等経常費補助金の予算は、一般会計では、3183億9900万円、また、復興特別会計では、47億3300万円を計上しています。

建学の精神や特色を生かした私立大学等の教育研究活動を支援するための基盤的経費を確保するとともに、被災地にある大学の安定的教育環境の整備や授業料減免等への支援を実施することとしています。

一般補助は、大学等の運営に不可欠な教育研究にかかる経常的経費について支援することとしています。

特別補助は、①大学等の国際交流の基盤整備への支援、②社会人の組織的な受入れへの支援など、我が国の成長を支える人材育成の取組等の重点的支援をすることとしています。

また、意欲と能力のある学生が経済的な理由により学業を断念することがないよう、私立大学等が経済的に修学困難な学生を対象に実施している授業料減免等への支援の充実を図るとともに、学内ワークスタディ等への支援など、学生の経済的負担軽減のための多様な支援策を講じる大学等に対する支援を充実することとしています。併せて、東日本大震災により被災した学生を対象とした授業料減免等を行う大学等を支援することとしています。

さらに、「私立大学等改革総合支援事業」において、教育の質的転換、地

## 平成26年度 私立大学等経常費補助金予算

建学の精神や特色を生かした私立大学等の教育研究活動を支援するための基盤的経費を充実するとともに、被災地にある大学の安定的教育環境の整備や授業料減免等への支援を実施。

〔一般会計〕 (3,184億円)

- ◆ 私立大学等改革総合支援事業（下記の一般補助及び特別補助の内数）(144億円)  
教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援。
- ◆ 一般補助 (2,762億円)  
大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援。
- ◆ 特別補助 (422億円)  
我が国の成長を支える人材育成の取組等の重点的支援、授業料減免等の充実を図る。
  - ・ 大学等の国際交流の基盤整備への支援
  - ・ 社会人の組織的な受入れへの支援
  - ・ 授業料減免等や学内ワークスタディの充実 等

〔復興特別会計〕 (47億円)

被災学生の授業料減免等や被災地にある大学の安定的教育環境の整備への支援。

域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革に取り組み私立大学に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費を一体として

重点的に支援することとしています。  
(文部科学省高等教育局  
私学部私学助成課)

表1 平成25年度 私立大学等経常費補助金交付状況

区 分	学 校 法 人 数			学 校 数			補 助 金 額		
	総数 (A)	交 付 法 人		総 数 (C)	交 付 校		当 初 予 算 額	交 付 決 定 額	
		法人数 (B)	(B) (A)		学校数 (D)	(D) (C)			
一 般 補 助	大 学	法人	法人	%	校	校	%	千円	千円
	短 期 大 学	557	520	93.4	608	563	92.6	-	257,914,206
	高 等 専 門 学 校	114	112	98.2	341	314	92.1	-	19,864,928
	計	1	1	100.0	3	3	100.0	-	473,866
特 別 補 助	大 学	672	633	94.2	952	880	92.4	278,253,000	278,253,000
	短 期 大 学	557	512	91.9	608	551	90.6	-	39,413,431
	高 等 専 門 学 校	114	105	92.1	341	302	88.6	-	2,755,754
	計	1	1	100.0	3	3	100.0	-	49,058
合 計	大 学	672	618	92.0	952	856	89.9	45,479,250	42,218,243
	短 期 大 学	557	520	93.4	608	563	92.6	-	297,327,637
	高 等 専 門 学 校	114	112	98.2	341	314	92.1	-	22,620,682
	計	1	1	100.0	3	3	100.0	-	522,924
計	672	633	94.2	952	880	92.4	323,732,250	320,471,243	

注 当初予算額と交付決定額の差は、復興特別会計での未執行額である。

平成25年度 私立大学等経常費補助金

最終交付状況と配分方法の主な変更点

平成25年度私立大学等経常費補助金は、当初予算額3237億3225万円（復興特別会計を含みます）のうち、3204億7124万3000円を880校に対して交付しました。

このうち、一般補助は2782億5300万円、特別補助は422億1824万3000円（復興特別会計を含みます）となっています（表1、2参照）。

表2 平成25年度 私立大学等経常費補助金特別補助交付状況

項 目 名	実 績	
	対 象	交 付 額
1 成長力強化に貢献する質の高い教育	校	千円
2 社会人の組織的な受入れへの支援	679	4,190,544
3 大学等の国際交流の基盤整備への支援	491	6,474,586
4 大学院等の機能の高度化への支援	666	5,381,001
5 未来経営戦略推進経費	637	15,843,258
6 授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実	57	721,800
7 東日本大震災に係る支援※	789	6,650,811
特 別 補 助 計	230	2,956,243
	856	42,218,243

※ 復興特別会計にかかる項目  
注 対象校の合計欄は、実交付学校数

助成業務

配分方法の主な変更点については、25年7月号でもお知らせしましたが、今月号では、前回の掲載以降に決定した特別補助の算定方法にも触れながら、あらためてお知らせします。

私立大学等改革総合支援事業

「大学力」の向上のため、大学教育の質的転換や、特色を發揮して地域の発展を重層的に支える大学づくり、産業界や国内外の大学等と連携した教育研究など、私立大学等が組織的・体系的に取り組む大学改革の基盤充実に図るため、経常費（一般補助・特別補助）・設備費・施設費（文部科学省執行）を一体として重点的に支援する事業です。

◆ 当該支援事業は、次の1～3のタイプごとに、その取組状況が一定以上の大学等が選定されます。一大学等が複数のタイプに申請することも可能です。

選定に当たっては、私立大学等改革総合支援事業調査票の提出を受け、回答内容をもとに点数化し、それを基に文部科学省が設置した委員会において、一定の点数以上の大学等が選定されます（表3、4参照）。

タイプ1 「建学の精神を生かした大学教育の質向上」

全学的な教学マネジメント体制の下、建学の精神を生かした教育の質向上のためのPDCAサイクルが実践されている大学等を支援します。

25年度は、68点以上（100点満点）の255校が選定されました。〔設問事項のうち重点項目〕

○ 学長を中心とした、全学的な教学マネジメント体制の構築

○ 準備学習に必要な時間又はそれに準じる程度の具体的な学修内容のシラバスへの明記

○ 学生の学修時間の実態や学修行動の把握の組織的な実施

○ 学生による授業評価結果の活用

タイプ2 「特色を發揮し、地域の発展を重層的に支える大学づくり」

【地域特色型】

地元自治体、産業界等との連携の下、地域が求める人材の育成、地域貢献、生涯学習機能の強化など、特色を發揮し、全学的に地域の発展を重層的に支える大学等を支援します。

25年度は、34点以上（60点満点）の157校が選定されました。

○ 設問事項のうち重点項目）  
○ 大学所在地の都道府県又は市区町村との包括連携協定の締結

○ 全学的な地域連携のためのセンターの設置

タイプ3 「産業界など多様な主体、国内外の大学等と連携した教育研究」

【多様な連携型】

全国的な産業種別団体、先端的な技術等を有する企業等や国内の大学等と連携した高度な教育・研究を行う大学、海外大学との連携等により、世界的に活躍できる人材の育成等に取り組む大

学等を支援します。

25年度は、29点以上（85点満点）の104校が選定されました。

〔設問事項のうち重点項目〕

○ 海外大学との単位互換にかかる協定の締結

○ 海外大学とのダブル・ディグリーにかかる協定の締結

◆ 当該支援事業に選定された大学等については、一般補助及び特別補助において、次のとおり増額します。

**一般補助**

当該支援事業に選定された大学等に対して、「教育研究経常費」のうち「教員経費」及び「学生経費」の補助金算定額に15・3%を乗じた額として増額します。

**特別補助**

当該支援事業に選定された大学等に対して、タイプごとの得点に応じた一定額（800万～1200万円、表3）を増額します。

当該支援事業の詳細については、文部科学省ホームページ「教育」大学・大学院、専門教育「私立学校の振興」私学助成の充実「大学等関連」をご覧ください。

表4 学校種別選定校内訳表

学校種別	タイプ1 選定校	タイプ2 選定校	タイプ3 選定校
	(68点以上 100点)	(34点以上 60点)	(29点以上 85点)
大 学	192校 ( 490校)	129校 ( 370校)	104校 ( 276校)
短 期 大 学	62校 ( 235校)	27校 ( 169校)	0校 ( 77校)
高等専門学校	1校 ( 2校)	1校 ( 1校)	0校 ( 0校)
合 計	255校 ( 727校)	157校 ( 540校)	104校 ( 353校)

注（ ）内は、申請校数である。

表3 特別補助増額区分表

タイプ1 得点	タイプ2 得点	タイプ3 得点	増額 (千円)
68～70点	34～36点	29～34点	8,000
71～75点	37～38点	35～38点	9,000
76～81点	39～42点	39～42点	10,000
82～89点	43～45点	43～52点	11,000
90点以上	46点以上	53点以上	12,000

**一般補助**

障害のある学生の受入れに対する支援〔単価変更〕

障害のある学生が学びやすい環境を整備し、修学機会を確保するための各大学等における合理的配慮に対する支援を強化するため、補助単価を倍増（当該学生一人当たり単価160万円、当該学生に対する具体的配慮の取組み1件当たり20万円）し、支援します。

**特別補助**

一 成長力強化に貢献する質の高い教育

国の解散命令を受けた学校法人が設置する大学からの学生の受入れに関する取扱い（特別補助における取扱い）

国の解散命令を受けた学校法人が設置する大学から25年1月2日以降に学生を受け入れた大学等において、既修得単位の認定や転学生に対する履修上・学生生活上の支援等適切な教育的配慮を行っている場合については、25年5月1日現在で在籍する受入学生数に学生一人当たり10万円を乗じて得た額を支援します。

二 大学院等の機能の高度化への支援

〔拡充〕

研究施設運営支援

従前の支援に加え、当該年度において

て文部科学大臣により共同利用・共同研究拠点として認定されている施設（ただし、当該年度において文部科学省から拠点認定を理由とした財政支援を受けていない場合に限り）を有する大学等について、当該研究施設にかかる所要経費に応じた一定額（30万～4000万円）を支援します。

三 未来経営戦略推進経費〔内容変更〕

(1) 持続的な大学改革を支える職員育成に係る取組み（新規）

大学等が策定している大学改革計画や経営改善計画等（中長期展望）に、これらを達成するため企画運営・教務・財務面等での様々な改革を支える職員の能力向上を図る取り組みを盛り込み、組織的・持続的・計画的に取り組んでいる大学等を支援します。

特別補助審査委員会の審査による採択制で、採択された場合、原則として5か年を限度に、定員規模に応じた一定額（400万～1000万円）を支援します。なお、3年を経過した後に中間評価を実施し、当該取組計画の進捗状況について、確認・評価したうえで、継続支援の妥当性を判断します。

25年度は、24校から申請があり、12校が採択されました。

採択された取り組み事例は、私学事業団ホームページに公表する予定

です。

**(2) 未来経営戦略推進経費(継続分)**

学校規模の適正化、他機関(地方公共団体等)の人的・物的資源の活用などにより経営改善計画に取り組み、引き続き支援します。

25年度は継続支援分として49校を支援しました。

**四 授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実(拡充)**

経済的に修学困難な学生に対する授業料減免等事業に加え、特色ある経済的支援方策に取り組んでいる大学等についても支援します。

**(1) 学内ワークショップ事業支援(新規)**

学内の多様な教育支援活動(ピアサポーターや学生チューター等)や学生自身の社会性向上に資する活動(図書館・メディアセンター等の学内施設における補助業務)に従事する学生に対し、活動時間の上限設定など適切な学修上の配慮のもと、給付的な支援事業に取り組んでいる大学等について、500万円を上限に所要経費を支援します。

**(2) 産学合同スカラーシップ事業支援(新規)**

産業界等が一定額を負担する授業

助成業務

料減免等奨学事業に取り組んでいる大学等について、産業界等から得た資金の額に応じた一定額(50万~400万円)を支援します。

また、産業界等の負担に加えて大学等も当該奨学事業にかかる資金を負担している場合は、大学等の負担額の2分の1以内を支援します。

なお、「東日本大震災に係る支援」については、24年度と同様に授業料減免事業等(震災分)及び被災私立大学等復興特別補助等により、支援を継続しています。

主な変更点は以上です。詳細については、私学事業団ホームページ(助成業務)▼私立大学等経常費補助金等をご覧ください。

**問い合わせ先(私学振興事業本部)**

助成部 補助金課  
私立大学等改革総合支援事業

☎03(32330)7296、7297  
一般補助

☎03(32330)7300~7302  
特別補助

☎03(32330)7303~7305  
7309~7311

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

**電子証明書等の取り扱い**

**①セキュリティの確保**

私学事業団では、認証システム及び暗号化システムを導入し、現段階における最大のセキュリティ対策を講じています。不正アクセスや「なりすまし」によって、情報の流出や改ざんが起らないよう、また、通信中のデータを見られても内容がわからないように、充分配慮したシステムになっています。

**電子証明書等の取り扱い**

「基礎調査票e-マネージャ」等のシステムにアクセスするには、電子証明書とパスワード(以下「電子証明書等」といいます)が必要です。

電子証明書等を利用したシステムは、学校法人が自法人のデータ領域に確実にアクセスでき、また、第三者からは決してアクセスできないように構築されています。

電子証明書等に関しては、次のことにご注意ください。

①電子証明書は、学校法人基礎調査等の業務を担当されている責任者、あるいは責任者の許可した担当者、あるいはのみインポートしてください。責任者が把握をしていない端末にインポートすると、情報の流出や改ざんにつながる可能性があります。

**②セキュリティを維持するために、電子証明書等については、適切な保管及び管理をお願いします。**

**平成26年度電子証明書等発送**

電子証明書は、学校法人基礎調査の書類に同封し、学校法人へ送付します。また、パスワードにつきましては、電子証明書とは別送します。今回、次の4種類の電子証明書を送付します。

**■親認証**

■学校法人ポータルサイト閲覧用 [子認証]

■私学情報提供システム用 [子認証]

■寄付金システム用 [子認証]

「学校法人ポータルサイト」では、「私学情報提供システム」や「基礎調査票e-マネージャ」等、学校法人が利用可能な情報システムの入口の他に、連絡掲示板やマニュアル等も掲載しております。ぜひご利用ください。

なお「基礎調査票e-マネージャ」用の子認証は送付いたしません。取得する場合は、親認証をインポートしたパソコンから「基礎調査票e-マネージャ」にログイン後、画面上の操作によって子認証を発行してください。

平成26年度

学校法人基礎調査のご案内

「平成26年度学校法人基礎調査」を大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校を設置する学校法人を対象として実施します。本調査の依頼と関連資料等を4月初旬から中旬にかけて各学校法人理事長宛てに送付します。

本調査により得られた情報は、私学事業団が行う経営相談、融資、補助金交付等の各種業務資料、また、私学団体による分析等の資料、文部科学省による私学振興方策等の企画・立案及び予算要求のための資料として活用させていただきます。

調査は、インターネットを利用した「基礎調査票e-マネージャ」(以下「e-マネージャ」と言います)により実施します。

調査に関連するご案内を「学校法人ポータルサイト」(本事業団ホームページ「助成業務」画面右上よりログイン)に随時掲載する予定ですので、ご参照ください。

「e-マネージャ」を利用した提出

「e-マネージャ」は、インターネットを利用して調査を実施するシステムです。学校法人におかれましては、電

子認証により「e-マネージャ」にアクセスし、各調査項目にデータを入力し、送信していただきます。

「e-マネージャ」を利用したインターネットでの調査は、すでに9割の学校法人でご利用いただいています。

◆「e-マネージャ」のメリット

- ① 認証システム及び暗号化システムを導入しているため、情報のセキュリティ確保に充分配慮されています。
- ② 複数の部署で同時に作業することが可能です。
- ③ インターネットによる提出のため、提出期限直前まで作業することが可能です。
- ④ 「e-マネージャ」をご利用いただく際にインポートした認証(親認証)により、「私学情報提供システム」がご利用いただけます。当システムでは、学校経営のための分析資料出力や『今日の私学財政』の閲覧が可能です。

大学・短期大学・

高等専門学校法人の皆様へ

近年、本事業団が実施する経営相談

などの情報提供業務において、教育情報を伴った分析の要望が多数寄せられるようになりました。そのため、「平成26年度学校法人基礎調査」から、教育情報の項目を追加することとなりました。これに伴い、調査項目や締め切りを変更いたします。詳細は表「提出締切日と提出調査票名」をご参照ください。

なお、「操作マニュアル(入力要領)」は、「e-マネージャ」接続用掲示板又は「電子窓口」からダウンロードできますので、ご利用ください。

高等学校・中等教育学校・  
中学校・小学校法人の皆様へ

基礎調査の提出方法には、前記のメリットがある「e-マネージャ」を推奨しております。ただし、システム環境等により「e-マネージャ」を利用できない場合は、私学情報室までご相談ください。

また、「電子媒体化システム」を利用した調査については、平成27年度調査をもって終了する予定です。従来「電子媒体化システム」をご利用いただいている学校法人におかれましても、今後は「e-マネージャ」をご利用いただくようお願いいたします。

なお、昨年度「e-マネージャ」でご提出いただいた学校法人には、「電子媒体化システム」用の「操作マニュアル(入力要領)」は送付しませんので、

ご了承ください。

決算書のご提出をお願いします  
(大学法人・小学校法人の皆様へ)

基礎調査票のご提出の際に、「平成25年度決算書(写)」を1部、私学情報室宛てに併せてご送付くださいますようお願いいたします。

大学・短期大学・高等専門学校法人におかれましては、決算書を補助金課へ申請書類の一部として提出している場合も、別途私学情報室へご送付いただくようご協力をお願いします。

ご提供いただいた決算書は、基礎調査票の財務関連数値の確認に利用させていただきます。統計分析資料作成における貴重な資料となっております。

なお、基礎調査同様、調査目的以外に使用することはありません。

送付先

〒102-8145  
東京都千代田区富士見1-10-12  
日本私立学校振興・共済事業団

私学情報室

「大学ポータル」について

(大学・短期大学・  
高等専門学校法人の皆様へ)

今日、大学における教育の質の保証・向上や国内外の大学間連携等の観点から、大学が自ら教育活動の状況を公表し、情報発信を進めることが強く要請されています。諸外国(米国、EU、

韓国等)では、これらについて、データベースやウェブサイトを通過した情報発信の取り組みが進んでいます。

我が国でも、文部科学省の「大学における教育情報の活用」の「中間まとめ」(平成23年8月5日)を踏まえ、教育情報の活用・公表のための共通の基盤として「大学ポータル(仮称準備委員会)」が設置され、平成26年度から「大学ポータル」の本格展開を図ることとなりました。

私立大学等にかかる「大学ポータル」については、平成23年10月に日本私立大学団体連合会より、私学振興の立場から本事業団での検討が適当であるとの依頼を受け、「大学ポータル(私学版)」の構築に向け、私学関係者からなる「私学情報推進会議」を中心に検討を行ってきました。

◆大学の魅力をアピール

「大学ポータル(私学版)」の趣旨は、国公私共通で公表する教育情報に加え、それぞれの私立大学等が、自らの特色や強みといえる様々な教育上の取り組みを、大学等への進学希望者やその保護者及び進路指導者等のステークホルダー、さらには広く社会に対して伝えることを主眼としています。このように、私立大学・私立短期大学等にとって魅力発信の場を利用することができます。

◆教育情報の活用

「大学ポータル(私学版)」のもうひとつの目的として、教育情報の活用があります。各私立大学等がこの教育情報を活用することで、自大学等の教育の改善や経営改善計画の策定に役立てることが出来ます。また、本事業団でも、教育情報を加味した分析に活用し、さらに充実した情報提供や経営相談に努めてまいります。

「大学ポータル(私学版)」のための新たな調査は実施しません。掲載情報については、学校法人基礎調査のデータを利用していただくことになります。

なお、「大学ポータル(私学版)」の趣旨や意義、掲載内容等については、本事業団のホームページでもご案内しています。また、説明会を26年4月以降、全国複数会場で順次開催する予定です。

「大学ポータル」への参加は任意ですが、趣旨をご理解いただき、皆様の積極的なご参加と調査へのご協力をお願いいたします。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

私学経営情報センター 私学情報室

☎03(32330)7840~7843

Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

助成業務

提出締切日と提出調査票名

※【】は調査票区分を指す

提出調査票名及び締切	提出調査票名及び締切	提出調査票名及び締切
<b>第1回目提出(平成26年5月30日締切)</b>	6. 資金収支計算書(支出の部)【450】	23. 外部テストの活用
1. 学校法人の概要【010、020、040、045、050、060】	7. 人件費支出内訳表【510】	24. 学修ルーブリック
2. 役員数・役員個人票【075】	8. 消費収支計算書(収入の部)【610】	25. GPAの活用
3. 学生・生徒・児童・幼児数及び志願者数【110】 (大学院・大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・幼稚園・専修学校・各種学校)	9. 消費収支計算書(支出の部)【650】	26. 成績評価の厳格な運用
4. 入学試験区分別入学志願者数等【111】	10. 寄付金内訳表【710】	27. 多様な研究内容
5. 学年別中途退学者数等【112】	11. 貸借対照表【810】	28. 研究施設・設備の充実
6. 最低在学年限超過学生数等(大・短・高専)【113】	12. 借入金等残高内訳表【820】	29. 学校間連携
7. 最低在学年限超過学生数等(大学院)【114】	<b>第3回目提出(平成26年7月31日締切)</b>	30. 高大連携プログラム
8. 編入学定員数・現員数及び志願者数【115】	・教育情報【910】	31. 産官学連携
9. 入学試験区分別入学者数(秋季入学分)【117】	《取り組みに関する教育情報(実施内容等)》	32. 地域連携
10. 卒業生数及び卒業生進路状況【118】	1. 飛び入学・早期卒業・長期履修	33. ボランティア活動
11. 卒業生進路状況うち就職者分類【119】	2. 教育内容の体系化とその充実	34. 科目等履修制度
12. 学生・生徒数(通信教育)【120】	3. 教養・リベラルアーツ教育	35. 社会人教育
13. 学年別留年(原級留置者)数等【121】	4. アクティブラーニング	36. 生涯学習
14. 学生・生徒・児童・幼児一人当たりの納付金【130】 (高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・幼稚園・専修学校・各種学校)	5. 課題解決型学習(PBL)	37. 学生寮
15. 教員・職員数【210】	6. サービスラーニング	38. 学費負担の軽減
16. 大学等専任教員等・個人票(総括表)【220】	7. 少人数教育	39. 学生の心身に関する支援
17. 大学等専任教員等・個人票【230】	8. 学びの組織的な支援	40. 学生の自主活動
18. 大学等専任教員・個人票(総括表)【240】	9. 学修成果のフィードバック	41. 就職支援
19. 大学等専任教員・個人票【250】	10. 学修ポートフォリオ	42. 進学支援
20. 土地面積【310】	11. 初年次教育	43. 外国人教員雇用・派遣受入
21. 建物面積及び図書館(室)【320】	12. 卒後調査の活用	44. 外国人留学生受入
<b>第2回目提出(平成26年6月30日締切)</b>	13. 中途退学防止	45. 海外留学・スタディ・アブロード
1. 教員数(大学院担当・休職・外国籍等)【211】	14. T・A・R・A・S・A・メンターの活用	46. ダブルディグリー
2. 職員内訳(附属病院等職員は除く)【212】	15. 入学前教育	《取り組み以外の教育情報(一例)》
3. 職員内訳(附属病院職員数)【213】	16. 特色ある教育施設・設備の整備	1. 建学の精神
4. 職員内訳(附属病院職員数医療系)【214】	17. ラーニングコモンズ	2. アドミッションポリシー
5. 資金収支計算書(収入の部)【410】	18. 学生アンケートの活用	3. カリキュラムポリシー
	19. インターンシップ	4. ディプロマポリシー
	20. キャリア教育	5. クラブ活動の状況
	21. 資格取得(国家資格受験資格)	6. イベント・公開講座
	22. アセスメントポリシー	7. 取得可能な資格 ほか

# 平成26年度 融資事業のご案内

私学事業団では、私立学校教育の振興を図るため、私立学校の施設整備に要する資金、その他経営に必要な資金の融資を行っています。

本事業団融資は、国の財政融資資金、私立学校教職員共済制度の年金運用資産等を原資とする公的な融資制度です。

融資費目ごとの計画額、融資金利等は下記をご覧ください。なお、平成26年度計画では、耐震化等防災安全対策促進のための耐震改築、耐震改修事業等の低利融資を実施します。

助成業務

## 平成26年度 融資事業計画

融資費目	事業内容	26年度計画額	貸付条件	
			利率	期間
一般施設費	① 校(園)舎、体育館、講堂等の建築事業、校地等買収、造成事業	百万円 50,600	%	20年以内 (うち据置2年以内)
	② 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に選定された事業に係る施設の整備事業		1.2	
	③ 私立大学等改革総合支援事業に選定された事業に係る施設・装置の整備事業		0.9	
	④ 研究高度化関連施設の整備事業		1.0	
	⑤ 次世代型学校施設の整備事業		0.9	
	⑥ 温暖化対策のための施設整備事業		0.9	
	⑦ 防災(耐震)機能強化の改修事業		0.5	
	⑧ 耐震改築事業		1~3年目無利子 4年目以降 0.5	
教育環境整備費	① 机、椅子、図書等の校教具の購入	1,200	0.5	5年6か月以内 (うち据置6か月以内)
	② 実験・実習用機器、通園バス等1個又は1組の価格が500万円以上の機器備品・装置、車両等の購入		0.7	10年以内 (うち据置2年以内)
	③ 「私立大学研究設備整備費等補助金」等の補助対象設備・備品		0.5	5年6か月以内 (うち据置6か月以内)
	④ 経営困難校を支援する法人が一時的に要する資金		0.5	5年6か月以内 (うち据置6か月以内)
災害復旧費	① 風水害、地震等による災害復旧事業	200	0.5	特別災害は25年以内 (うち据置2年以内)、 一般災害は20年以内 (うち据置2年以内)
	② 東日本大震災により被災した学校法人等の施設の復旧事業		1~5年目 無利子 6~7年目 0.4 8年目以降 0.5	25年以内 (うち据置5年以内)
公害対策費	騒音、アスベスト等の公害防止対策のための施設整備事業	100	0.9	21年以内 (うち据置3年以内)
特別施設費	① 寄宿舎、国際交流施設、附属病院等の建築、用地買収事業	11,100	1.3	20年以内 (うち据置2年以内)
	② 障がい者の利便をはかるために校舎等を改修する事業		0.9	

- ※1. 金利は、平成26年4月1日現在のものです。毎月見直しており、融資実行の際は契約時の金利を適用します。
- ※2. 一般施設費のうち沖縄県に所在する学校(専修・各種学校を除く。)の施設整備事業の金利は0.9%(返済年限22年以内)です。
- ※3. 一般施設費のうち耐震改築事業の幼稚園に対する金利は0.5%、専修学校・各種学校に対する金利は0.7%です。
- ※4. 一般施設費のうち防災(耐震)機能強化の改修事業の専修学校・各種学校に対する金利は0.7%です。
- ※5. 一般施設費のうち10年以内で借りる場合の金利は0.7%、6年以内で借りる場合の金利は0.6%です。
- ※6. 特別施設費のうち10年以内で借りる場合の金利は0.8%です。
- ※7. 老朽施設等(築30年以上の校舎等)の建替え整備事業にかかる融資に対し、文部科学省による利子助成制度があります。

問い合わせ先(私学振興事業本部) 融資部融資課

☎03(3230)7861~7867 FAX03(3230)8570(融資課共通) Eメール yushi@shigaku.go.jp(融資課共通)

59歳に達した加入者を対象に

# 「私学ねんきんメール」を送付しています

広報相談センター相談班

年金を請求する前に年金加入状況等を確認し、将来の年金請求に役立てていただくため、59歳の誕生日に「私学ねんきんメール（リーフレット同封）」を送付しています。

なお、本年度にお送りする「私学ねんきんメール」については、平成27年10月に実施される被用者年金制度一元化に伴う改正内容等は反映していませんのでご了承ください。

## 送付方法及び送付先

- 加入者については、個人ごとの親展封筒で学校法人等宛てに送付します。
- 元加入者については、自宅宛てに送付します。

## 記載内容

- ① 年金加入記録（加入者番号・学校等名称・資格取得年月日・退職年月日・期間の種類・加入月数・年金となるこれまでの加入月数）
- ② 年金の算定の基となる標準給与の額
- ③ 受給開始年齢

## 59歳以外の人への随時発行

退職共済年金の請求年齢に達するまでの加入者及び元加入者で「私学ねんきんメール」を希望される場合は「私学ねんきんメール請求依頼書」で申請してください。

ただし、50歳未満の場合、上記①のみの記載となります。  
また、標準給与の月額・標準賞与の額及び掛金額の本人負担額を知りたい場合は、「標準給与の月額等情報提供依頼書」で申請してください。

各依頼書は、私学共済ホームページからダウンロード又は直接請求してください。



共済業務

掛金の納付には便利な

## 口座振替をご利用ください

業務部掛金課

学校法人等は掛金の納付義務を負っており、私学共済制度の掛金は税金と同じ公租公課の取り扱いとなりますので、納付忘れのないよう便利な口座振替をご利用ください。

口座振替は、一度お申し込みいただければ、毎月指定口座から自動的に引き落とししますので、納付忘れの心配や納付に出かける手間が省けます。

また、申し込み手続きや口座からの引き落としには、一切手数料はかかりません。

私学事業団の事務費の軽減の観点からもぜひ口座振替をご検討ください。

なお、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」は私学共済ホームページからダウンロードができませんので、本事業団にご請求ください。

## 平成26年度 児童手当拠出金率

業務部掛金課

今年度の児童手当拠出金率は、25年度と同率の0・15%となりました。

## 震災対応

一部負担金の免除期間の延長

業務部短期給付課

東日本大震災の福島原発災害による避難指示等区域に居住している（していた）加入者や被扶養者の人に対する一部負担金の免除を3月1日以降も引き続き延長します。

### 1 免除を受けることができる期限

福島原発事故による避難指示区域等及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等に居住する加入者等（震災後、他の市町村に転出した加入者等を含みます）。

### ↓ 平成27年2月28日まで

福島原発事故による旧緊急時避難準備区域等に居住する上位所得層（標準給与月額が53万円以上）の加入者等（震災後、他の市町村に転出した加入者等を含みます）。

### ↓ 平成26年9月30日まで

2 更新免除証明書の交付  
すでに一部負担金免除証明書（26年2月28日有効期限）をお持ちの人に、有効期限を更新した証明書を3月初旬に交付しました。

・3月1日以降、医療機関等を受診し一部負担金の免除を受けるには、窓口で更新証明書の提示が必要です。  
・更新証明書を医療機関等の窓口で提示できずに窓口負担したときは、一部負担金の還付を請求できます。

## 加入者証などの内容を確認しましたか？

資格関係の報告内容の訂正 業務部 資格課

加入者証等や確認通知書が届きましたら、すぐに記載内容の確認をお願いします。誤った加入者証等が交付されたり誤った記録が管理されると、掛金額や給付の支給額等に影響が出てしまいます。

報告内容を訂正するときや報告の手続きそのものを取り消すときは、**下表**を参照のうえ、速やかに訂正の手続きをしてください。

## 注意事項

- (1) 訂正の手続きが相当期間遅れている場合や訂正の理由によっては、遅延理由書や事実確認のための書類を提出していただく場合があります。
- (2) 加入者証等の記載事項に関する訂正については、訂正処理後に正しい加入者証等を交付します。訂正前の加入者証等は学校法人等で回収し、私学事業団に返納してください。
- (3) 加入者住所の変更・訂正については、新しい加入者証等は発行しませんので、現行の加入者証住所欄を修正してご使用ください。

## 訂正や取り消しの事例と使用する報告書

( ・【ダウンロード】の用紙は私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕からダウンロードできます。  
・報告書の記入方法・記入例などについては、報告書の裏面又は各報告書のダウンロードページの記入例をご覧ください。)

訂正等の内容	報告書名
資格取得報告や所属学校等変更報告を取り消すとき	資格取得報告等の取下げ申出書【ダウンロード】 ※所属学校変更の取り消しは、後任校から提出してください。
資格喪失報告を取り消すとき	資格喪失報告の取下げ申出書【ダウンロード】
資格取得、資格喪失年月日又は喪失事由を訂正するとき	加入者資格取得日・喪失日等訂正申出書【ダウンロード】
加入者の生年月日・性別・氏名・住所を変更・訂正するとき	加入者異動報告書【ダウンロード】
被扶養者の生年月日・性別・氏名・続柄を変更・訂正するとき	被扶養者異動報告書【ダウンロード】
被扶養者の認定年月日や取消年月日、取消事由を訂正するとき	被扶養者認定日・取消日等訂正申出書
被扶養者の認定や被扶養者の取り消しを取り下げるとき	被扶養者認定・取消申請の取下げ申出書
資格取得時の給与、定時決定（標準給与基礎届書）、標準給与改定届書の給与額を訂正するとき	給与訂正申出書【ダウンロード】
加入者の賞与等支給報告の誤りを訂正するとき	賞与等訂正申出書【ダウンロード】
基礎年金番号の報告を訂正するとき	基礎年金番号の報告の訂正（任意の用紙） ※加入者番号、氏名、生年月日、正しい基礎年金番号を記入し、基礎年金番号通知書等、基礎年金番号が確認できる書類の写しを添付して提出してください。

学種（学校種別）	記号
大学（大学院）	A
短期大学	B
高等学校 中等教育学校	C
中学校	D
小学校	E
幼稚園（こども園）	F
特別支援学校	G
各種学校	H
高等専門学校	J
専修学校	K

報告内容の誤りに気付いたときは、速やかに訂正等の手続きをしてください。

学校法人等から提出された「資格取得報告書」等に基づいて決定した所属学校と、実際に勤務実態のある学校が相違していることが判明すると、補助金に影響が生じ、都道府県から指導を受けることがあります。

▼都道府県補助金と学種

都道府県からは、学種に応じた長期掛金に対する補助金を受けています。この補助金は、都道府県によって対象となる学種の条件や補助率が異なります。また、保育事業を併設する幼稚園など、同じ学種でも補助金に違いのある場合もあります。

▼都道府県補助金と学種

都道府県からは、学種に応じた長期掛金に対する補助金を受けています。この補助金は、都道府県によって対象となる学種の条件や補助率が異なります。また、保育事業を併設する幼稚園など、同じ学種でも補助金に違いのある場合もあります。

▼都道府県補助金と学種

都道府県からは、学種に応じた長期掛金に対する補助金を受けています。この補助金は、都道府県によって対象となる学種の条件や補助率が異なります。また、保育事業を併設する幼稚園など、同じ学種でも補助金に違いのある場合もあります。

私学共済制度では、学校ごとに学校番号を決定し、加入者番号は勤務する学校単位に付番します。

採用や配属の際に報告する「資格取得報告書」や「所属学校等変更報告書」は、必ず加入者が実際に勤務している学校の所属で報告してください。特に、同一法人で複数の学校があるときは、所属誤りのないよう注意してください。

業務部 資格課

加入者にかかる学種の適用

# 平成26年度 私学事業団海外研修旅行（加入者コース）の募集

— 見聞・視野を広げる機会として、ぜひご参加ください — 福祉部 保健課

コース	内 容	旅 行 期 間	日 数	旅行代金	1 人部屋追加代金	
夏 期	A-1	カナダ・アメリカ東海岸 周遊教養の旅	平成26年8月19日(火)～平成26年8月28日(木)	10	360,000円	150,000円
	A-2	北イタリア周遊教養の旅	平成26年8月5日(火)～平成26年8月14日(木)	10	265,000円	80,000円
	A-3	イギリス周遊教養の旅	平成26年8月6日(水)～平成26年8月15日(金)	10	299,000円	80,000円
	A-4	オランダ・ベルギー・フランス 周遊教養の旅【関西国際空港発着】	平成26年8月18日(月)～平成26年8月27日(水)	10	299,000円	78,000円
	A-5	メキシコ周遊教養の旅	平成26年8月18日(月)～平成26年8月27日(水)	10	299,000円	75,000円
冬 期	A-6	スペイン周遊教養の旅	平成26年12月26日(金)～平成27年1月2日(金)	8	312,000円	80,000円
	A-7	南フランス周遊教養の旅	平成26年12月26日(金)～平成27年1月2日(金)	8	312,000円	80,000円

※A-4コース以外は成田空港発着です。

### ●参加資格

- ・加入者（任意継続加入者を含みます）とその配偶者、  
父母、12歳以上の子・孫
- ・18歳未満の場合は成人の同行者が必要です。

### ●募集人員

- ・各コースとも30名（最小催行人員15名）

### ●参加申込受付期間

夏期コース：4月16日(水)～5月30日(金)必着  
冬期コース：9月1日(月)～10月17日(金)必着

### ●パンフレット・申込書のお取り寄せ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-18-19 虎ノ門マリ  
ンビル11階

株式会社 日本旅行 公務法人営業部  
私学事業団海外研修デスク 市川・広瀬・落谷 おちたに  
☎03 (5402) 6442 FAX 03 (3437) 3955  
営業時間 月～金 9:30～17:30 (土・日・祝日 休業)  
メールアドレス：shigaku\_kaigai@nta.co.jp



ビッグベン (A-3コース)

詳しくは海外研修旅行パンフレット（4月上旬配付開始）をご覧ください。パンフレットは私学共済ホームページ〔福祉事業のご案内▶とくとく情報▶全国共通〕にも掲載しています。

## 保健事業の見直し

福祉部 保健課

- 1 人間ドック利用費用補助事業  
平成26年4月1日健診分から、補助額は利用料金(消費税を除きます)の50%補助上限額は2万5000円になりました。
- 2 永年勤続加入者直営施設利用優待券贈呈事業  
今年度より対象者を変更し、平成26年4月1日現在加入者期間(任意継続加入者期間を除きます)が通算して25年、30年、35年、40年、45年…の節目の人に優待券(5000円×2枚)を贈呈いたします。

今年度より毎年の贈呈ではなくなりますが、  
また、年齢条件をなくしたため今年度に限り満50歳以下で加入者期間(任意継続加入者期間を除きます)が通算して25年以上の人も対象となります。

## 学生就職活動サポートセンター

福祉部 保健課

私学事業団は学生就職活動サポートセンター(東京・大阪)を開設し、学生の就職支援に取り組んでいます。平成26年度も前年度と同じ場所にて実施いたします。引き続き、就職活動の拠点として、ぜひご利用ください。

詳細につきましては、左記の専用ホームページをご覧ください。福祉部保健課までお問い合わせください。

専用ホームページ

<http://shukatsu-support.net>

## 長期給付（年金）

### 退職共済年金

退職後や老後の生活の安定のため、全国民共通の国民年金（基礎年金）の上乗せとして支給されます。退職共済年金は、下表の年齢に応じて支給が開始されます。ただし、在職中は原則として支給停止されます。

生年月日	退職共済年金の支給開始年齢
昭和24年4月2日～昭和28年4月1日	60歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後	65歳

### 障害共済年金

加入期間中の病気やケガで障害の状態になったときに、それに伴う稼働能力の喪失又は減少を補うための給付です。

障害認定日（原則初診日から1年6か月後）に障害の程度が1～3級に該当する場合に支給されます。在職中は原則として支給停止されます。

### 遺族共済年金

加入者又は加入者であった人が死亡したときに、その人によって生計を維持していた遺族の生活保障として支給されます。遺族の順位は①配偶者、子、②父母、③孫、④祖父母となっています。

※他にも障害を給付事由とした**障害一時金**、日本国籍を有さない人に対する**脱退一時金**があります。

## 福祉事業（福利厚生）

### 保健事業

特定健診・特定保健指導、人間ドック利用費用補助、郵送検診、出産祝品・災害見舞品などの贈呈、海外研修旅行の企画・後援、各種割引事業などを行っています。

### 医療事業

直営の医療施設として、東京臨海病院を運営しており、加入者及び被扶養者に高度で適切な医療を提供しています。

### 宿泊事業

全国8か所のホテルガーデンパレス（札幌・仙台・東京・名古屋・京都・大阪・広島・福岡）と、8か所の宿泊所・保養所（箱根・湯河原・葉山・鎌倉・金沢・軽井沢・志賀高原・京都）を運営しています。

### 積立貯金事業

加入者の貯金を受け入れ、安全かつ有利な利率（\*）で運用を図っています。

\*半年複利で、利率は金融情勢によって変更されます。  
年利 0.60%（平成26年3月1日現在）

### 積立共済年金事業

拠出型企業年金保険と同様な制度で、在職中に積み立てた積立金を原資として退職後に年金や一時金等の給付が受けられます。

税制適格コース（個人年金保険料控除の対象）と自由選択コース（一般の生命保険料控除の対象）があります。

### 共済定期保険事業

スケールメリットを活かした保険料で、在職中に死亡した場合や高度障害となった場合に保険金・年金等が給付されます。

1年更新の団体型保険制度で、家族年金コースと学校加入コースがあり、家族年金コースには特約に医療保障、医療費支援、3大疾病保障及び長期休業補償コースがあります。

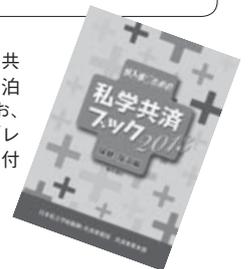
### 生涯生活設計の支援事業

教職員生涯福祉財団と共催で、退職後を含めた生活設計に必要な知識や情報を提供するセミナーを開催しています。また、通信研修・講座等の割引斡旋を行っています。

### 貸付事業

加入者貸付として、一般・教育・結婚・災害・医療・住宅貸付があります。学校法人等の職員住宅の購入・建設に対する貸付けとして、特殊住宅貸付があります。

福祉事業の詳細は「私学共済ブック2013」〔保健・宿泊編〕をご覧ください。なお、2014年版は5月下旬に「レター」5月号と一緒に送付する予定です。



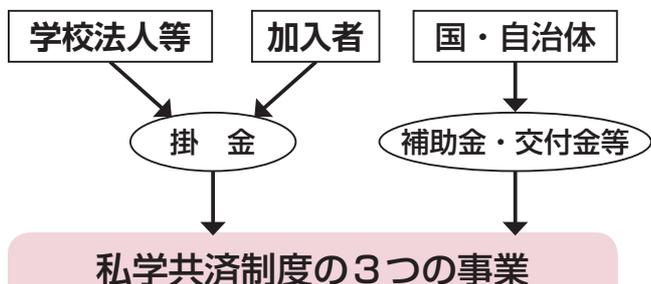
## 共済業務に関する電話での相談サービス

広報相談センターと各ガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課では、オンライン情報をもとに、共済業務にかかる各種相談をお受けしているほか、年金の試算や証明書の交付なども行っています。

**受付時間** 月曜日から金曜日まで  
（年末年始及び祝日を除きます）  
9:00～17:15

共済業務の相談サービス電話番号		
広報相談センター相談室		☎03 (3813) 5321 (代表)
共済業務課	札幌ガーデンパレス	☎011 (222) 6234 (直通)
	仙台ガーデンパレス	☎022 (299) 6231 (直通)
	名古屋ガーデンパレス	☎052 (957) 1388 (直通)
	大阪ガーデンパレス	☎06 (6393) 9701 (直通)
	広島ガーデンパレス	☎082 (262) 1134 (直通)
	福岡ガーデンパレス	☎092 (752) 0651 (直通)

# 新しく私学共済事務担当者になられた方へ 私学共済事業のあらまし



## 私学共済制度は社会保障制度のひとつです

私立学校に勤務する教職員は、私立学校教職員共済法という法律により私学共済制度の加入者になります。自分の意思で加入したり、脱退したりすることはできません。

私学共済制度の財源は、学校法人等と加入者が負担する掛金と国等からの補助金等で成り立っています。

## 私学共済制度の3つの事業

### 短期給付

加入者や被扶養者が病気・ケガをしたとき、結婚・出産・死亡・休業や災害にあったときに給付されます。  
\*民間会社に勤務している人が加入する「健康保険」に相当するものです。

### 長期給付

加入者などが一定年齢になったとき・障害の状態になったとき・死亡したときなどに、年金や一時金が給付されます。  
\*民間会社に勤務している人が加入する「厚生年金」に相当するものです。

### 福祉事業

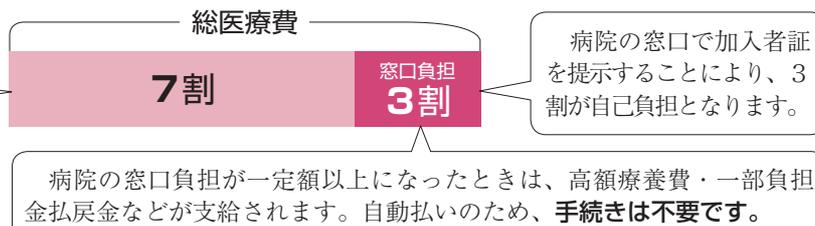
「日常生活をより豊かに、より健康に」をテーマに、8つの福祉事業を行っています。

共済業務

## 短期給付（健康保険）

【お医者さんにかかったときの一般的な例】

加入者（患者）がかかった医療費のすべてを自己負担するのではなく、7割は私学事業団が病院に支払います。このことを **療養の給付** といいます（現物給付）。



## 手続きが必要な主な給付（現金で給付されます）

### 病気になったとき

#### 療養費

#### 家族療養費

やむを得ない理由で加入者証等を使えず、一旦医療費の全額を立替払いしたとき

#### 移送費

#### 家族移送費

症状が重いため緊急やむを得ず、医師の指示で寝台自動車等を利用したとき

### 休業し給与が減額されたとき

#### 傷病手当金

職務以外の病気やケガで休業したとき

#### 出産手当金

出産のために休業したとき

#### 休業手当金

家族の病気やケガなどで休業したとき

### 結婚したとき

#### 結婚手当金

### 出産したとき

#### 出産費

#### 家族出産費

直接支払制度や受取代理制度を利用しなかったとき

### 死亡したとき

#### 埋葬料

#### 家族埋葬料

### 災害にあったとき

#### 災害見舞金

水震火災やその他の非常災害で住居や家財に損害を受けたとき

#### 弔慰金

#### 家族弔慰金

水震火災やその他の非常災害で死亡したとき

短期給付・長期給付の詳細は、「私学共済ブック2013【給付編】」をご覧ください。給付編は隔年発行のため、今回は2015年の発行を予定しています。



## お問い合わせの際には

私学事業団では、私学共済制度に加入する際、所属学校単位に加入者番号を付番しています。

私学共済制度に関するお問い合わせの際には、加入者証等をお手元におき、加入者番号をお伝えくださいますよう、ご協力をお願いします。

## 加入者証の記号・番号の例

記号 11 A 0099 番号 00141

県コード 学種 学校番号 個人番号

学校記号番号

加入者番号

共済事業本部へのお問い合わせが多い時期のため、電話がつながりにくい状態となっています。特に月曜日や午前中は大変混雑しておりますので、ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。

平成26年4月1日 第196号



### 共済事業本部

〒113-8441 文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際には、学校記号番号、加入者番号をお手元にご用意ください。

### 積立貯金の前期募集が始まります 前期申込期間 4月28日(月)～5月23日(金)

積立貯金の新規申し込み、既加入者の積立金額変更及び中断している積立貯金の復活を希望される場合は、申込期間内に手続きをしてください。

#### ◆制度のあらまし

- 利率 年0.60% (半年複利・3月1日現在)
- 積立金額単位 1,000円単位
- 積み立て方法
  - ①定時積立金 毎月の給与から控除して積み立て
  - ②臨時積立金 年3回、夏期・冬期・春期の賞与等から控除して積み立て

※臨時積立金のみの積み立てはできません。

#### ●今回の申し込みによる積み立て開始

6月の給与から〔払込期限は7月10日(木)〕

#### ◆申し込み方法 (所定の用紙で申し込んでください)

- 新規加入 「貯金加入申込書」
- 積立金額の変更 「積立金変更申込書」
- 積立貯金の復活 「積立中断・復活届書」

共済事務担当者は、加入者から提出された書類を学校単位で一括して「貯金関係書類送付内訳書」を添付のうえ、申込期間内に提出してください。

#### ◆送付先 (積立貯金書類専用)

〒101-8709 日本郵便(株)神田郵便局私書箱第103号  
私学事業団共済事業本部 福祉部保健課貯金係

### 被扶養者の要件の再確認を！

卒業や就職のシーズンです。被扶養者として認定されている人が、被扶養者の要件を欠いたときは、速やかに「被扶養者取消申請書」により手続きをしてください。

例) ・就職した

- ・アルバイトなどの収入が増加した
- ・同居が要件の被扶養者が別居した など

被扶養者の再審査等で、被扶養者の要件を欠いていることが判明し遑って被扶養者を取り消すと、いろいろな影響が生じることがあります。

例) ・その間に受けた保険診療費用の返還

- ・国民年金の加入手続きの遅れにより年金加入期間に影響が出る など

被扶養者の要件を満たしているか再確認し、手続き漏れのないようご注意ください。 【業務部 資格課】

### 無効の加入者証等の回収と返納のお願い

加入者の資格喪失や、被扶養者が取り消しとなったときは、加入者証や加入者被扶養者証を、必ず回収して私学事業団に返納し、無効の加入者証等を誤って使用することのないよう周知をお願いします。【業務部 資格課】

### 住宅貸付の借受人に退職手当等を支給したときは即時償還となります

住宅貸付の借受人について、加入者資格を喪失することなく退職手当等が支給された場合、住宅貸付の未償還元利金を退職手当から控除し、即時償還しなければなりません。必ず学校法人等で「退職手当支給証明書」を作成し、提出してください。 【福祉部 貸付課】

### 住宅貸付平成26年度の団体信用生命保険料充当金の料率が決まりました

平成26年度の加入者が負担する保険料充当金の料率は、25年度と同様の1万円につき2円77銭となりました。団体信用生命保険に加入している借受人の所属する学校法人等には、3月14日(金)に個人別の保険料充当金変更通知書(25年度末の貸付残高を基に算出した充当金額)を送付しました。 【福祉部 貸付課】

## 4月の共済業務スケジュール

2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 3月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限(必着)
15日(火)	貸付 5月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
21日(月)	貯金 送金
22日(火)	貸付 送金
25日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(月)	貯金 前期加入申し込み開始 掛金 3月分掛金口座振替(自振校のみ) 貸付 4月分定期償還口座振替(自振校のみ)
30日(水)	掛金 3月分納期限 貸付 5月22日送金申し込み締め切り

## 5月の共済業務スケジュール

2日(金)	貸付 送金
6日(火)	貸付 4月分定期償還期限
9日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(木)	貸付 6月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

- \* 私学事業団ホームページの構成やデザインをリニューアルしました。
- \* 「月報私学」は、平成26年4月号より、本文内の数字表記を漢数字から算用数字へ変更しました。



**私学振興事業本部**  
 〒102-8145 千代田区富士見1-10-12  
**☎03(3230)1321(代表)**



## (1)平成26年度 私学経営情報センターが行うサービスのご案内

私学経営情報センターでは、学校法人が行う経営改善の取り組みへの支援及び情報の収集・提供を行っています。経営相談、財務分析、会計処理、講師派遣など幅広いサービスを行っておりますので、ご利用ください。

### ●主なサービスの内容

- ◆経営相談 (詳細は右記参照)
- ◆財務分析等のデータ提供
  - ① 学校法人からの依頼に応じて資料を作成・提供しています。
  - ② 学校法人が直接、データや分析資料等を出力・閲覧できるシステムを提供しています。
- ◆会計処理等の質疑応対  
 会計処理や実務上の取り扱い等の質問にお答えします。
- ◆学校法人等が主催する研修会への講師派遣  
 当センターの職員を講師として派遣します。
- ◆各種セミナーの開催  
 学校経営等に関するセミナーを開催します。  
 詳細は、私学事業団ホームページ〔助成業務▶経営支援・情報提供〕をご覧ください。

## (2)「私学情報資料室」のご案内

私学事業団九段事務所1階の「私学情報資料室」では大学・短期大学法人の規程集、自己点検・評価報告書、学校案内など、私立学校にかかる資料を学校法人のご協力のもと収集し、本事業団の経営相談業務に活用させていただいております。

また、学校法人の業務改善を目的として、各学校法人の相互利用の観点から、学校法人関係者を対象に閲覧に供しています。制度等の見直し・検討等の際にご活用ください。

【(1)(2)私学経営情報センター 私学情報室】  
 ☎03(3230)7846・7847  
 Eメール center@shigaku.go.jp

## 経営相談のご案内

私学経営情報センターでは、私立学校の経営の改善及び安定に寄与するため、経営相談を実施しています。

学園の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスをいたします。

### 【相談内容の例】

- ①経営改善計画の作成支援
- ②管理運営、組織の活性化
- ③教育条件の改善
- ④財務の分析・比較
- ⑤学生生徒等の確保
- ⑥人事政策・人件費の見直し
- ⑦収入の確保、経費の節減
- ⑧専門家が必要とする課題
- ⑨その他の課題

### 【経営相談の申込書等について】

- ◆大学・短期大学・高等専門学校法人  
 3月中旬に電子窓口に掲載
- ◆高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人  
 3月中旬に理事長宛てに送付

平成26年度において相談を希望される場合には、必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。

◎申込締め切り日：4月18日(金)

【私学経営情報センター 経営支援室】

☎03(3230)7828・7829  
 Eメール shien@shigaku.go.jp

## 私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご確認ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認ください。

4月は、「平成25年度私立大学等経常費補助金に係る実績額等の確定報告について」「平成26年度私立大学等経常費補助金説明会」について掲載する予定です。

### 【助成部 補助金課】

☎03(3230)7300~7311  
 Eメール hojokin@shigaku.go.jp

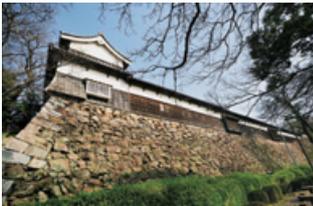
## 宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。  
<http://www.shigakukyosai.jp/>

### 「軍師官兵衛」ゆかりの地 福岡を探訪！！

NHK大河ドラマ「軍師官兵衛」の主人公黒田官兵衛孝高(如水)は、「博多町割り(太閤町割り)」や福岡城の築城に携わるなど、福岡藩52万石の礎を築きました。「天神」駅まで徒歩5分の福岡ガーデンパレスは、福岡城跡など官兵衛ゆかりの地までのアクセスが良好です。

福岡での観光・ビジネスに福岡ガーデンパレスをご利用ください。



福岡城跡 (画像提供: 福岡市)



ふくおか官兵衛くん



全ての客室をリニューアルしました。

#### 2食付プラン (春の会席)

季節食材を和食料理で!

#### 1名様 (シングルルーム)

平日: 8,900円

金・土・休前日: 10,000円

#### 2名様 (ツインルーム)

平日: 17,400円

金・土・休前日: 19,500円

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT

**福岡ガーデンパレス**

〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 ☎092(713)1112(代)  
 (福岡空港・JR「博多」駅から地下鉄で「天神」駅下車、徒歩5分)  
<http://www.hotelgp-fukuoka.com>

## 融資事業のご案内

### 平成26年度融資のご相談、お待ちしております!

#### ■ 融資金利表 (平成26年4月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等	年% 1.2	年% 0.7	年% 0.6
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.3	0.8	—
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.5
【教育環境整備費】 大型設備・情報技術整備等	—	0.7	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。  
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

#### 校舎、園舎等の施設の建築 (改修も含みます)

#### 校地、園地の購入

#### 機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・元金均等償還です。

施設整備をご計画の際は「安心で、安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

26年度融資事業については、現在受付中です。なお、「平成26年度融資事業のご案内」(8頁)も併せてご覧ください。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先  
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7861~7867  
Eメール yushi@shigaku.go.jp